

返戻金制度に関する事項

本所の紹介により就職した者が求人者に出社した後、明らかに就職した者本人の責により解雇に該当した場合、または就職した者本人の都合により出社後 6 箇月以内に退職した場合、ミチルワグループは受領した紹介手数料のうち、下記の金額を求人者に返戻します。

※就業開始後の返戻については本所と求人者との契約により別の定めをする場合があります。

入社日より 1 箇月以内の退職の場合	成功報酬の 80%相当額を返戻します。
入社日より 1 箇月を超え 3 箇月以内の退職の場合	成功報酬の 50%相当額を返戻します。
入社日より 3 箇月を超え 6 箇月以内の退職の場合	成功報酬の 10%相当額を返戻します。

【許可番号】 13-ユ-317397

【事業主の名称】 株式会社ミチルワグループ

【事業主の所在地】 東京都中央区東日本橋三丁目 3 番 7 号